

日液協第28～61号
平成28年9月1日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成28年度METI・ガス安全室立入検査等の結果（第1四半期分）
について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度立入検査等の結果（第1四半期分）が8月31日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、ガス安全室長の文書による嚴重注意及び担当官による口頭注意が1件、担当官による口頭注意が6件と例年より多くなっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/08/280831-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

平成28年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成28年4月21日 (木)	株式会社マルエイ	伊勢志摩 営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
2	平成28年4月22日 (金)	ヤマサ総業株式会社	名古屋支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)第27条第1項第1号及び第2号の規定により一般消費者等に対して定期的を実施することが義務付けられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の点検調査票において、点検チェック欄への適・否の記載漏れ、漏えい試験の結果記録の記載漏れ、実施者の氏名の記載漏れ、消費者印の未受領等が多く見受けられたので、点検調査票を整備するとともに、今後実施する点検・調査については、記載漏れ等をなくすこと。 また、法令の定めによる4年の期間を超過して点検・調査が実施されているものもあったので、期限内に実施すること。
3	平成28年5月16日 (月)	株式会社エネルギー センター鳥取	倉吉営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務規程関係 ・保安業務規程の保安業務計画書で規定した保安業務資格者について、第二種販売主任者免状等の保有者と講習受講者等の数が整合されていなかったことから、速やかに保安業務規程の変更認可申請を行い、必要な保安業務資格者の数を届け出ること。 ・事業所に備えるべき保安業務規程については、変更認可後の最新のものがかつ、保安業務計画書まで添付したものを整備しておくこと。 ○保安業務の委託契約書関係 ・液石法第28条の規定により、保安機関が液化石油ガス販売事業者と委託契約を締結する際に書面に記載して相互に交付する一般消費者等の氏名について、一部の一般消費者等の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)がないものがあつた他、契約書に日付のないものがあつたので、契約締結日を記載するとともに、販売事業者との間で一般消費者等の氏名を相互に取り交わすこと。

平成28年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
4	平成28年5月17日 (火)	大陽日酸株式会社	中四国支社 山陰支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保安業務規程関係 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に備えるべき保安業務規程については、変更認可後の最新のものでかつ、保安業務計画書まで添付したものを整備しておくこと。 ・保安業務計画書に誤記等があったので、速やかに変更認可申請を行い、訂正すること。 ○保安体制の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・保安業務資格者等の宿日直について規定類が整備されていなかったため、これを整備し、適切に業務を実施すること。 ○質量販売 <ul style="list-style-type: none"> ・自社で定めた質量販売の契約書面において、消費者の連絡先の記載のないものがあったため、今後質量販売を行う際には、消費者の連絡先を確認すること。 ○帳簿関係 <ul style="list-style-type: none"> ・液石法第81条の規定において、液化石油ガス販売事業者及び保安機関が帳簿として整備することが定められているもののうち、以下のものが整備されていなかったため、これらを記載し、帳簿を整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶液石法第14条第1項の書面交付を行った際の書面の内容のうち、委託先保安機関の名称、住所及び連絡方法 ▶周知を行った際の、周知の内容
5	平成28年5月19日 (木) 及び 5月20日 (金)	全国農業協同組合 連合会	滋賀県本部 東部ガス販売所 及び 滋賀県本部 野洲燃料センター	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県本部東部ガス販売所 <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵施設における警戒標の表示については、外部の者が明瞭に識別できるように補修すること。

平成28年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
6	平成27年6月16日 (木) 及び 7月11日 (月)	東洋テック株式会社	—	文書による 行政指導あり	ガス安全室長の 文書による 嚴重注意 及び 担当官による 口頭注意	立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、7月22日付けで、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。併せて、担当官からの口頭注意も行った。 I. 文書による嚴重注意 ○液石法に係る以下の不適切な事案を事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、嚴重に注意する。今後、東洋テック株式会社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、当該事案に対する速やかな原状回復を図るとともに、事案が生じた原因の究明、再発防止策の策定を行い、報告すること。 ・保安業務規程の変更認可がなされる前に事業所の移転を行い、保安業務を実施していた。 ・認可された保安業務規程で定める保安業務資格者が、事業所において確保されていなかった。 ・保安機関として備えるべき帳簿について、液石法施行規則の規定で定める期間、保存されていなかった。 II. 口頭注意 保安業務の適切な実施に係る以下の注意事項が確認されたので、改善すること。 ・保安業務を受託する販売事業者との委託契約書について、液石法に基づかない契約書ないし3者による委託契約書が取り交わされているなど内容に不適切なところが見受けられる。 ・保安業務規程において従業者に実施すると規定されている保安教育が、計画どおりに実施できる状況ではない。 ・保安業務の実施状況を委託元の販売事業者へ報告する際の責任の所在が不明確である。
7	平成28年6月21日 (火)	イワタニ長野株式会社	駒ヶ根出張所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・質量販売における点検・調査の記録表に適切な記録がなされていないことから、適切に記録を行うこと。 ・緊急時対応における責任分担が明確でなかったため、業務を実施する時間を予め定めた上で保安業務を受託すること。
8	平成28年6月22日 (水)	岡谷酸素株式会社	諏訪南営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書について、液石法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け20140901 商局第3号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約書の内容とすること。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)